労審発第1229号 令和2年11月18日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

> 労働政策審議会 会長 鎌田



令和2年11月17日付け厚生労働省発雇均1117第1号をもって 諮問のあった「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令 の一部を改正する省令案(仮称)要綱(中小企業退職金共済法施行規則 の一部改正関係)」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

労働政策審議会 会長 鎌田 耕一 殿

> 勤労者生活分科会 分科会長 内藤 恵

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案(仮称)要綱(中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係)」について

令和2年11月17日付け厚生労働省発雇均1117第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

勤労者生活分科会 分科会長 内藤 恵 殿

中小企業退職金共済部会 部会長 内藤 恵

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案(仮称)要綱(中小企業退職金共済法施行規則の一部改正関係)」について

令和2年11月17日付け厚生労働省発雇均1117第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。